

調達要求番号： 07-1-2289-0011-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00028
名称	出入港支援（ごみ処理）	防衛大臣承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年 2月 25日
		改正年月日	令和 年 月 日
		沖縄基地隊本部港務科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における出入港支援（ごみ処理）（以下、役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183.27.3.18）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達4号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

契約の相手方は、うるま市発行の一般廃棄物収集運搬業許可証を保有し、官側の発注により履行場所へコンテナ（4 t）を設置及び回収作業を行い、1.2a)に基づき、清掃処理場に搬入する。

なお、指定のごみ袋での収集が必要なものは指定のごみ袋、その他は透明なビニール袋とし、官側で準備する。

2.2 運搬車両

運搬車両は、フックロール車とする。

2.3 回収日時

回収日時は、発注書により、官側が指示する。

2.4 履行期間

履行期間は、令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）までとする。

2.5 予定数量等

予定数量等は、表1による。

表 1－予定数量等

番号	件名・規格等	単位	予定数量
1	4 t コンテナの設置、回収	回	200
	(内訳)		
	可燃物	kg	60,000
	不燃物	kg	250
	資源ゴミ	kg	40,000
2	コンテナの設置変更場所への移動 (米海軍棧橋地区, 米陸軍棧橋地区, ポンド地区のみ)	回	12

2.6 履行場所

履行場所は、米海軍棧橋地区、米陸軍棧橋地区、ポンド地区、中城港湾地区（付図 1、付図 2）

2.7 一般廃棄物の分別

一般廃棄物の分別は契約の相手方の地方自治体が定める分別方法によるほか、付図 3 のとおり。

2.8 履行の確認

契約の相手方は、履行の都度、コンテナ設置・回収記録簿（付図 4）を監督官に提出する。また、履行月終了後、役務確認書（付図 5）を作成し、検査官へ提出する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、役務の履行の立会い及び書類により実施する。

3.2 検査

検査は、書類審査を実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2－提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	備考
1	着手届	3	監督官	契約締結後速やかに	書式 2 2 ^{a)}
2	一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	2	監督官	契約締結後速やかに	
3	コンテナ設置・回収記録簿	1	監督官	履行の都度速やかに	付図 4
4	役務確認書	2	検査官	履行月終了の都度	付図 5
5	終了届	3	検査官	履行月終了の都度	書式 2 2 ^{a)}

注^{a)} 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部（海幕経第 1 8 3 号。2 7. 3. 1 8）

4.2 保全等

a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力しないものを配置すること。

- b) 契約の相手方は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規律に従い、必要な措置を行う。
- c) 本件に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- d) 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方が無償で原状に復元する。
- e) 作業員が作業実施のため基地内に立ち入る際は、入門許可証により許可を受ける。また、監督官から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入ってはならない。

4.3 処置

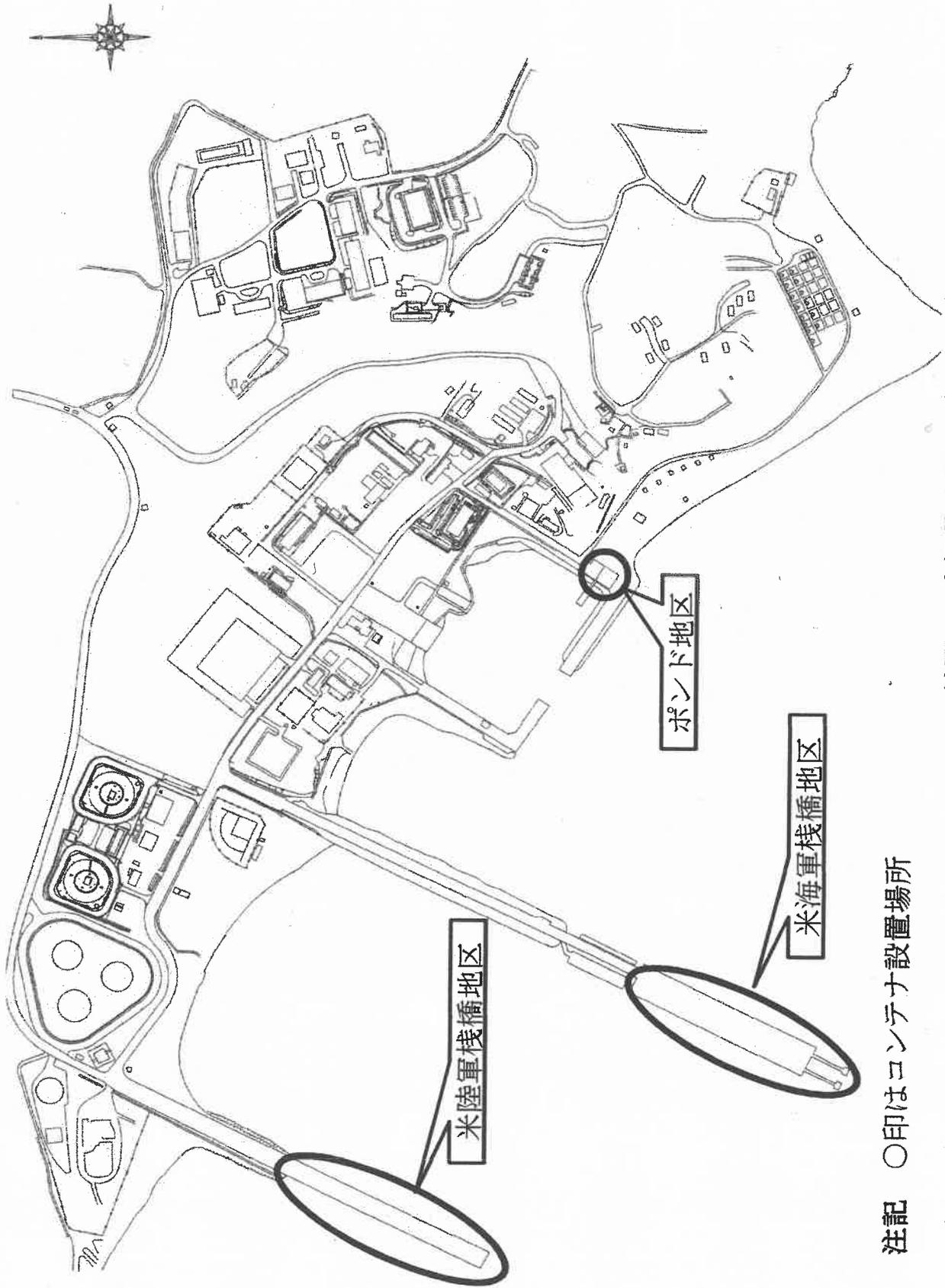
契約の相手方は、コンテナ運搬時、運搬経路の環境衛生及び美化に努めるとともに、じん芥の散逸防止に努める。

4.4 賠償責任

契約の相手方は、故意又は重過失による契約の相手方の責に帰すべき事由により、施設、展示物、国有財産及び物品を滅失、又はき損させた場合は、契約の相手方が補修、若しくはその損害を賠償しなければならない。また、作業期間中は、安全について万全を期し作業員または第三者に危害を与えた場合の補償等については契約の相手方の責任により処理を行う。

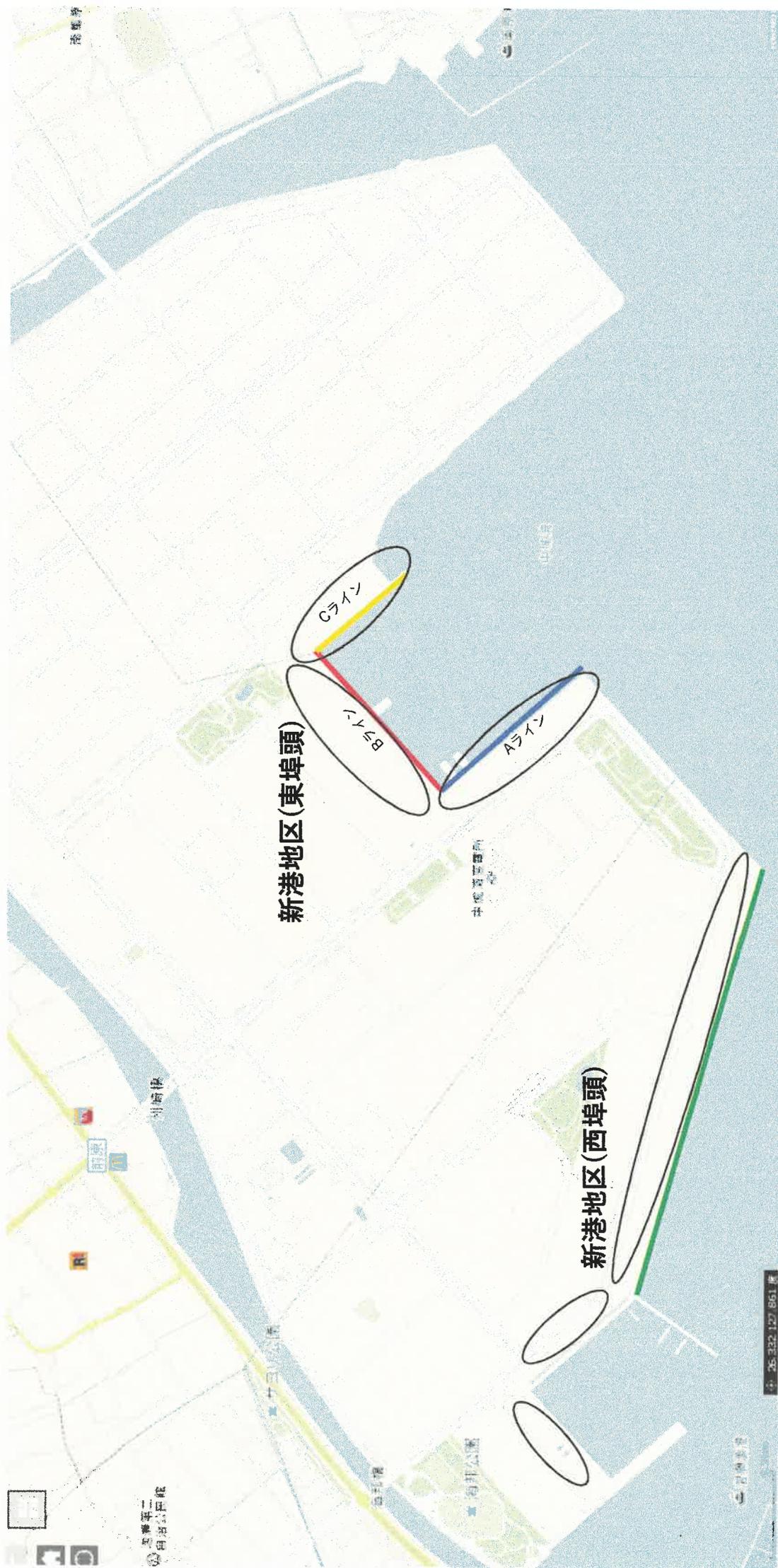
4.5 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。



注記 ○印はコンテナ設置場所

付図1—沖繩基地隊内地図



付図2 - 中城湾港新港内地図

注記 ○印はコンテナ設置場所

一般廃棄物の分別表

可燃物	燃やせるゴミ	生ゴミ、食用油、紙くず、細かい草、枝、布、プラスチック、ビニール類
不燃物	燃やせないゴミ	調理機材等の金属類、陶器類、ガラス、小型電気製品、包丁等刃物類
資源ゴミ	古紙類 1～3に分別 雨の日は処理不可	1 新聞紙・ちらし・OA用紙 2 本類 3 段ボール等
	缶類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶 ※ペンキ缶等は不可 吸殻等異物を混入しない。 スプレー缶は中身を取り除いてから。
	ビン類	一升瓶等リサイクルできるものについては可能な限りリサイクルに努める。
	ペットボトル	 マークのあるもの。 PET 無いものは燃えるゴミ

蛍光灯、廃油、ペンキ、シンナー等は廃棄不可

付図3 一般廃棄物の分別表

検 査 官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

役 務 確 認 書 (月 分)

件 名 出入港支援 (ごみ処理)

契 約 番 号

契 約 年 月 日

実 施 期 間

実 施 場 所 仕様書のとおり

役 務 区 分	単 位	数 量
4 t コンテナ設置、回収	回	
可燃物	kg	
不燃物	kg	
資源ゴミ	kg	
コンテナの設置変更場所への移動	回	

仕様書に基づき、上記のとおり確認した。

年 月 日

検 査 官 官 職 氏 名

印